

## Good Coach 利用規約

2021年12月1日 制定

株式会社 A&CO（以下「当社」といいます。）は、当社の提供する Good Coach のサービスにかかる利用規約を、以下のとおり定めます。

### 第1条 定義

本規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1)「本規約」とは、「Good Coach 利用規約」をいいます。
- (2)「本契約」とは、本サービスの利用に関する当社とクライアントとの間の本規約に基づく契約合意をいいます。
- (3)「その他の規程」とは、ガイドライン、ヘルプ、その他の本規約以外の本サービスに関する当社所定の規程をいいます。
- (4)「本サービス」とは、第3条に規定するクライアントと登録コーチのマッチングサービスをいいます。
- (5)「本サイト」とは、当社が運営するウェブサイトをいいます。
- (6)「当社」とは、株式会社 A&CO をいいます。
- (7)「登録コーチ」とは、当社が本サービスにおいてクライアントに対して有償でコーチングを実施することを認めたコーチをいいます。
- (8)「クライアント」とは、当社との間で本契約を締結して本サービスを利用する者をいいます。
- (9)「契約希望者」とは、本契約を締結して本サービスを利用することを希望する者をいいます。
- (10)「利用申込フォーム」とは、契約希望者が本契約の申込みの際に必要な事項を記入する当社所定のフォームをいいます。
- (11)「記載事項」とは、契約希望者が利用申込フォームに記載する情報をいいます。
- (12)「利用環境」とは、ハードウェア、ソフトウェア、インターネット接続回線、セキュリティの確保等、本サービスの利用に必要な環境をいいます。
- (13)「利用プラン」とは、クライアントが本サイトにおいて選択する本サービスの内容、利用回数及び利用料金等の組み合わせをいいます。
- (14)「知的財産権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止法上の権利、その他一切の知的財産に関する権利をいいます。

### 第2条 適用範囲

- 1 本規約は、本契約において当社とクライアントとに適用されます。クライアントは、本

規約の全ての内容に同意した上で、本契約を当社と締結するものとします。

2 当社は、本サービス又は本サイトへの掲載その他当社所定の方法により、その他の規程を定める場合があります。その他の規程は、本規約の一部を構成するものとします。

3 本規約とその他の規程の内容が異なる場合は、本規約が優先して適用されます。

### 第3条 本サービス

1 本サービスは、クライアントと登録コーチのマッチングサービスであり、当社がクライアントに対してコーチングをサービスとして提供するものではありません。

2 コーチングは、クライアントが夢を叶え、目標を達成することに自発的に取り組むためのサポートとして提供されるものであり、クライアントの疾病の治療や症状の緩和、カウンセリングなどを目的とするものではありません。そのため、うつ病などの精神疾患のある方、重い病気や怪我などにより通院、投薬中の方については、当社が特に認めた場合を除いて本サービスの利用はできません。

3 クライアントは、本サービスを通じて、本サイト上で選択した登録コーチにコーチングの予約と利用料金の決済を行うことができます。クライアントは、本サービスで申し込んだ利用プランに応じた回数のコーチングを、登録コーチより、オンラインその他当社の指定する方法により受けることができます。

4 本契約において、クライアントが選択する各利用プランにおけるコーチングの代金、回数、1回あたりの時間等の詳細は、本サイトに記載するとおりとします。

5 クライアントは、自己の責任に基づいて、利用プラン及び登録コーチを選択し、コーチングの予約を行うものとします。当社は、独自の基準に基づいて登録コーチを選定し、可能な限り経歴や資格の有無などを確認したうえで本サイトに掲載しますが、登録コーチの人柄、コーチとしての技能、クライアントとの相性、コーチングの品質、効果又は成果等については、何ら保証するものではないことをご了承ください。6 当社は、本サービスの内容の改良、追加、削除等の変更を合理的な範囲で行うことがあり、クライアントは、これを予め承諾するものとします。なお、利用プランについて変更が生じる場合には、当社は相当の期間をもってクライアントに変更を通知ものといたします。

7 当社は、本サービスを通じて提供する情報について、善良な管理者の注意義務をもって提供することを除き、正確であること、最新であること、本目的に適合して有用であること、第三者の権利を侵害しないこと、第三者の知的財産権等を侵害しないこと、登録コーチに関する記述に誤りがないこと、その他一切の事項について保証を行いません。

### 第4条 利用条件

1 クライアントは、本契約の契約期間内に限り、本契約で認められた範囲で本サービスを利用するものとします。

2 クライアントは、自らの責任と費用において、利用環境を整備します。

3 クライアントは、登録コーチから自らコーチングを受けること以外の目的で本サービスを利用することはできません。例えば、自己以外の者にコーチングを受けさせること、登録コーチを他のサービスにスカウトすること、又は登録コーチから本サービス外でコーチングもしくはカウンセリングなどを受けることを目的として本サービスを利用することは、目的外利用に当たり、許されません。

#### 第5条 契約の成立

1 契約希望者は、本規約の内容に同意した上で、本サイト上の利用申込フォームに氏名、年齢、性別、連絡手段、相談したいテーマその他の必要事項を記入して当社に送信する方法により、本契約締結の申込みを行うものとします。契約希望者は、当社に対して、利用申込フォームに記入する事項が全て真実で正確であることを保証します。

2 前項の記載事項が入力されたフォームを当社が受信した時点で、当該クライアントと当社との間に本契約が成立します。但し、次項に定める場合を除きます。

3 当社は、契約希望者が以下のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断した場合は、契約希望者の申込みを認めず、契約希望者との本契約の成立を認めないことができます。なお、当社は、上記判断に関する理由を開示する義務を負いません。

(1) 当社所定の方法によらずに本サービスの申込みを行った場合

(2) 記載事項の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合

(3) 本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合

(4) 過去に本規約に違反した者又はその関係者であると当社が判断した場合

(5) 本サービスと同種又は類似するサービスを現に提供し、又は将来提供する予定である場合

(6) その他当社が本サービスの申込みを妥当でないと判断した場合

4 クライアントは、記載事項に変更が生じた場合は、直ちに当社所定の方法により、記載事項の変更の手続きを行うものとします。

#### 第6条 利用料金及び中途解約

1 クライアントは、当社に対し、本サービス利用の対価として、クライアントが選択した利用プランに従って、当社が指定する利用料金を、当社の契約するクレジットカード決済代行会社が提供するクレジットカード決済の方法により支払うものとします。

2 クライアントは、当社に利用料金を支払った後で、自己都合により利用プランを中途解約するときは、当社指定の方法により解約の申出を行うものとします。当該利用プランは、クライアントの当該解約の申出により解約されます。

3 クライアントが前項に定める方法により、1回目のコーチングの実施前に利用プラン全体を解約した場合、当社は当該利用プランにかかる受領済みの利用料金の全額を当社の指定する方法により、解約から2週間以内を目安としてクライアントに返還します。但し、当社がクライアントの指定する預金口座に振り込む方法により返還する場合の振込費用は

クライアントの負担とします。

4 前項の1回目のコーチング実施前の解約の場合を除き、クライアントが利用プランを中途解約した場合、当社は、クライアントに対し、利用料金のうち、次の(1)から(2)を控除した金額を、解約から2週間以内を目安として返還します。その場合の返還に要する振込費用の負担は前項と同様です。

(1) 利用プランの利用料金を全予定コーチング回数で割った金額に、当該全コーチング回数から中途解約時点までにクライアントが利用したコーチングの回数を減じた回数に乗じた金額

(2) 上記(1)の15%相当額又は20,000円のいずれか低い金額

5 クライアントが利用料金の支払を遅延した場合、年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

6 当社は、本サービスの内容の変更、事業上の理由、法令の制定改廃、経済情勢の変動等によって、利用料金の変更の必要が生じたときは、第17条(本規約の変更)に従い、利用料金を変更することがあります。

#### 第7条 コーチングの予約、変更およびキャンセル

1 クライアントは、本サービスを通じてコーチングを申し込んだ登録コーチとの間で、LINE、電子メールその他の方法により、自らコーチングの予約をしたうえで、予約の日時にコーチングを受けることとします。

2 クライアントは、予約したコーチングの実施時刻の48時間前までに、当社の指定する方法により自ら登録コーチに連絡することにより、コーチングの日時の変更およびキャンセルが可能です。クライアントにより有効に予約の変更又はキャンセルがなされた場合、申込済みの利用プランにおけるコーチングの残り回数は減少することなく、次回のコーチングの予約が可能です。

3 クライアントの都合による予約の変更やキャンセルは、やむを得ない事情のない限り、1回の予約について1回限りを目安とします。万一、正当な理由なく、これを超える回数の変更やキャンセルがなされた場合、当社判断により変更又はキャンセルをお受けしないことがあります。その結果、クライアントが当初の予約時刻にコーチングを受けられなかった場合でも、コーチングは実施されたものとみなして、利用プランの残り回数が消化され、それによる返金等はありません。

4 クライアントは、登録コーチの都合により、コーチングの予約日時の変更又はキャンセルがなされる可能性があることについて、あらかじめ承諾するものとします。登録コーチの都合による変更、キャンセルによってクライアントに何らかの損害が生じた場合でも、当社に故意又は重大な帰責事由のない限り、当社はその損害を賠償する責任を負いません。

5 クライアントが利用プラン全体のキャンセルを希望するときは、第6条に定める中途解約の方法によるものとします。

## 第8条 再委託

1 当社は、本サービスの全部又は一部を当社の責任において第三者に再委託することができます。当社はクライアントが希望した場合、再委託先の開示や再選定を行うことがあります。なお、登録コーチによるコーチングの役務は、登録コーチがクライアントに対して直接提供するものであり、当社が登録コーチに委託又は再委託するものではありません。

2 前項の場合において、当社は、再委託先に対し、本規約に定める当社の秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。

3 当社は、クライアントに対し、再委託先の行為について一切の責任を負うものとします。ただし、次に掲げる場合には、この限りではありません。

- (1) クライアントの責めに帰すべき事由がある場合
- (2) クライアントが再委託先を指定した場合
- (3) 当社が再委託先の選任及び業務遂行について相当の注意をした場合、又は相当の注意をしても損害等が生ずべきであった場合

## 第9条 権利帰属

1 本サービスに関する知的財産権等は、全て当社（又は当社が利用している著作物等のライセンスを含みます。）に帰属します。

2 クライアントは、第4条3項に定める目的の範囲内に限り、知的財産権等を利用することができるものとし、その他の目的で使用してはなりません。

## 第10条 禁止行為

クライアントは、本サービスの利用にあたり、本規約に別途定める他、以下の各号のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。

- (1) 当社がクライアントに本サービスを通じて提供する役務又は情報の全部又は一部を第三者に対して提供し又は一般に公開する行為
- (2) 本規約、法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
- (3) 犯罪に関連する行為
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) 当社、当社役職員、登録コーチ（過去に登録コーチであった者を含みます。本条において以下も同様とします。）又は第三者の知的財産権等、プライバシー権、名誉権、信用その他一切の権利又は利益を侵害する行為
- (6) 登録コーチの引き抜き、又は登録コーチと本サービス外で取引もしくは報酬を支払う行為
- (7) 本サービスの運営・維持を妨げる行為

- (8) 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度の負担をかける行為
- (9) 本サービスのネットワークに不正にアクセスする行為
- (10) 当社もしくは第三者になりすます行為又は意図的に虚偽の情報を流布させる行為
- (11) 過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引又は助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を、投稿又は送信する行為
- (12) 当社が本サービスを通じて提供する情報を改ざんする行為
- (13) 本サービスの利用権を、現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為
- (14) 外部のサービスへの勧誘、物品の宣伝・販売、政治活動・宗教活動等の勧誘行為、その他営利を目的とする行為
- (15) 面識のない他者との出会いや交際、性行為やわいせつな行為を目的とする行為、登録コーチ又は他のクライアントに対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他本サービスが予定している利用目的と異なる目的で本サービスを利用する行為
- (16) 本サービスを通じて知った登録コーチ又は他のクライアントの情報を、本人の承諾なく、本サービスの目的外に使用し、又は口頭、書面、メール等の電子的媒体、インターネット上への書込み、写真のアップロード等の形式を問わず、第三者に開示又は漏洩する行為
- (17) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、準暴力団又は準暴力団構成員を意味します。以下同じ。）の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与をする行為
- (18) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し又は容易にする行為
- (19) その他当社が不適切と判断する行為

#### 第11条 契約解除等

1 当社は、クライアントが以下の各号のいずれかに該当した場合は、事前に通知することなく、本契約を解除することができます。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 支払停止若しくは支払不能となり、又は、破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特別清算手続き開始若しくはこれらに類する手続きの開始の申立てがあった場合
- (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
- (4) 租税公課を滞納し、その保全差押を受けた場合
- (5) 第2号乃至第4号の他、クライアントの信用状態に重大な変化が生じた場合

2 当社は、クライアントが以下の各号のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断した場合は、事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の利用を一時停止し又は本契約を解除することができます。

- (1) 第5条（申込み）第3項各号に該当することが判明した場合

- (2) 利用料金の支払の全部又は一部を7日間以上遅延した場合
- (3) 6ヶ月以上本サービスの利用がない場合
- (4) 当社からの問い合わせに対して、30日間以上応答がない場合
- (5) その他当社が本サービスの利用を適当でないと判断した場合

3 クライアントが第2項に基づく本サービスの利用の一時停止の措置を受けている場合であっても、本契約が継続している限り、クライアントは利用料金を支払う義務を負うものとし、

4 当社は、本条に基づき当社が行った行為によりクライアントに生じた先行投資、費用負担、逸失利益その他の損害又は損失の一切について責任を負いません。

#### 第12条 契約期間・中途解約

1 本契約の契約期間は、本サービスの利用開始日から1年間とします。ただし、契約期間満了日までに当社又はクライアントが本契約を終了する旨を相手方に通知しない場合は、さらに1年間延長され、その後も同様とします。

2 前項の契約期間の終了時点において、すでに申し込んだ利用プランの利用期間中であり、なおかつコーチングの利用回数が残存しているときは、当該プランの利用期間が終了し、又は利用回数を消化するまで、本契約は終了しないものとし、

3 当社は、契約期間終了後は、契約を延長する場合以外は一切の対応を行いません。また、当社は、クライアントに対し、先行投資、費用負担、逸失利益その他本契約の終了によって相手方に生じた損害又は損失の一切について責任を負いません。

4 契約終了原因を問わず、本契約が終了した場合といえども、第9条（権利帰属）、第14条（損害賠償）、第15条（登録コーチとの紛争解決等）、第25条（準拠法）及び第26条（管轄）の規定は有効に存続するものとし、

#### 第13条 本サービスの変更、中断、終了

1 当社は、事業上の理由、システムの過負荷・システムの不具合・メンテナンス・法令の制定改廃・天災地変・偶発的事故・停電・通信障害・不正アクセスその他の事由により、本サービスを変更、中断、終了することができるものとし、これによってクライアントに生じたいかなる損害又は損失についても、一切責任を負いません。

2 当社は、前項の変更、中断、終了にあたっては、事前に相当期間をもって予告するよう努めます。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社が当社の都合により本サービスを終了し、又は停止した場合、クライアントは、当該中断期間および終了後の期間については、当社に対し、利用料金その他一切の対価を支払う義務を負いません。

#### 第14条 損害賠償

- 1 クライアントは、本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償するものとします。
- 2 クライアントが、本サービスを介さずに登録コーチ（本サービスの登録コーチでなくなつてから2年を経過しない者を含みます。）と直接取引（直接取引を誘引した場合、又は直接取引の誘因に応じた場合を含む）をした場合には、クライアントは、前項の損害とは別に、当社に対し、違約金として、当該行為がなければ支払われていたと推定される本サービスの利用料金の2倍に相当する金額を支払うものとします。
- 3 当社は、当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、本サービスに起因してクライアントに生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。ただし、本サービスに関するクライアントと当社との間の契約が消費者契約法に定める消費者契約（以下「消費者契約」といいます。）となる場合、当社は、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行責任又は不法行為責任については、逸失利益その他の特別の事情によって生じた損害を賠償する責任を負わず、通常生ずべき損害の範囲内で、かつ、本サービスにおいてはクライアントが選択した利用プランにかかる本サービスの利用料の額を上限として損害賠償責任を負うものとします。
- 4 当社の重過失に起因してクライアントに損害が生じた場合、当社は、逸失利益その他の特別の事情によって生じた損害を賠償する責任を負わず、通常生ずべき損害の範囲内で、かつ、有料である本サービスにおいては、クライアントの選択した直近の利用プランの対価として受領した本サービスの利用料金の額を上限として損害賠償責任を負うものとします。ただし、本サービスに関するクライアントと当社との間の契約が消費者契約に該当する場合はこの限りではありません。

#### 第15条 登録コーチとの紛争解決等

- 1 クライアントと登録コーチとの間で紛争が生じた場合は、当事者間において解決するものとします。当社は、当該紛争の原因がいかなるものであるかを問わず、当社に故意又は重過失がある場合を除いて、クライアント及び登録コーチのいずれに対しても一切の責任を負いません。
- 2 登録コーチが本規約に違反し、クライアントに損害を与えた場合、その責任は登録コーチ自身が負うものとし、当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除いて、クライアントに対して一切の責任を負いません。

#### 第16条 秘密保持

- 1 当社及びクライアントは、本サービスに関連して当社又はクライアントが相手方に対して秘密に扱うことを指定して開示した情報（以下「秘密情報」といいます。）について、相手方の事前の書面による承諾がある場合を除き、開示目的以外に利用せず、また、第三者に開示しないものとします。ただし、次の各号の情報は、秘密情報に含まないものとします。



- (1) 開示を受けた時点において既に公知であったもの
- (2) 開示を受けた時点において既に自己が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に自己の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
- (5) 開示の前後を問わず、秘密情報を利用せずに独自に開発したことを証明し得るもの

2 秘密情報の開示を受けた当事者（以下「受領者」といいます。）は、法律、規則又は裁判所、政府機関、金融商品取引所その他の公的機関の命令により秘密情報の開示を義務付けられた場合、事前に秘密情報を開示する当事者（以下「開示者」といいます。）に対して、命令等の内容を通知し、秘密を保持するための措置をとることを要請した上で、当該公的機関等に秘密情報を開示することができるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後速やかに通知することで足りるものとします。

3 受領者は、開示者による事前の書面による承諾を得た場合のほか、本契約遂行の目的に必要な範囲を超えて秘密情報を複製又は複写しないものとします。なお、当該複製・複写物についても、秘密情報として取り扱われるものとします。

4 受領者は、開示者から提供、開示された秘密情報につき、本契約終了後又は開示者からの要請があった場合、速やかに返却又は廃棄するものとします。

5 本条に定める当社及びクライアントの義務は、本契約終了後2年間存続するものとします。

#### 第17条 個人情報の取扱い

1 当社は、個人情報を、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令及びこれらの関係法令を踏まえて定めた当社所定の「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

2 前項にかかわらず、本サービスの運営にあたり、当社はクライアントが利用申込フォームに記入した個人情報を、クライアントが選択した登録コーチに提供します。クライアントは、当該個人情報の提供について、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

3 クライアントは、本サービスを通じて予約したコーチングを受けたときは、当社の指定するアンケートフォームにて所定の質問事項に回答するよう努めるものとします。当社は、クライアントの回答内容を、本サービスの顧客体験の向上、クライアントのフォローアップおよび登録コーチの評価に用いるほか、個人特定ができない態様で当社のマーケティングデータとして利用いたします。

#### 第18条 本規約の変更

当社は、当社が必要と判断する場合、本サービスの目的の範囲内で、本規約を変更することができます。その場合、当社は、変更後の本規約の内容および効力発生日を、本サービスも

しくは本サイトに表示し、又は当社が定める方法によりクライアントに通知することでクライアントに周知します。変更後の本規約は、効力発生日から効力を生じるものとします。

#### 第19条 反社会的勢力等の排除

1 当社は、クライアントが反社会的勢力等であることが判明した場合は、何らの催告又は通知等を要せず、本契約を解除することができるものとします。

2 当社は、クライアントが反社会的勢力等と次の各号の一つにでも該当する関係を有することが判明した場合は、何らの催告又は通知等を要せず、本契約を解除することができるものとします。

(1) 反社会的勢力等によって、経営を支配される関係

(2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係

(3) 自己又は第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力等を利用している関係

(4) 反社会的勢力等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関係

(5) その他役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との非難されるべき関係

3 当社は、クライアントが自ら又は第三者を利用して次の各号にでも該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社又はクライアント及び当社又はクライアントの関係者の信用を棄損し、又は業務を妨害する行為

(5) その他前記各号に準ずる行為

4 当社が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、クライアントに損害を生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により当社に損害が生じたときは、クライアントはその損害を賠償するものとします。

#### 第20条 連絡等

当社からクライアントへの連絡や報告（以下「連絡等」といいます。）は、書面の送付、電子メールの送信その他当社が適当と判断する手段によって行います。当該連絡等が、電子メールの送信その他電磁的手段を用いて行われる場合は、送信又は通知された時点でクライアントに到達したものとします。

#### 第21条 契約上の地位の譲渡等

1 クライアントは、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本サービスに

基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることはできません。

2 当社は、本サービスに係る事業を第三者に譲渡（通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。）した場合には、当該事業譲渡に伴い、本契約上の地位又は本サービスに基づく権利義務、個人情報その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、クライアントは、かかる譲渡に予め同意します。

## 第22条 完全合意

本規約は、本契約に係る当事者間の完全な合意を構成し、本契約の締結以前に当事者間でなされた本契約に関連する書面、口頭その他いかなる方法による合意も、本規約に取って代わられます。

## 第23条 分離可能性

本規約の規定の一部が、法令又は裁判所により違法、無効又は不能であるとされた場合においても、当該規定のその他の部分及び本規約のその他の規定には何ら影響を及ぼさず、有効に存続するものとします。

## 第24条 誠実協議

本規約に定めのない事項、又は本規約の解釈について疑義が生じた場合には、当社及びクライアントは誠実に協議し、誠意をもってその解決にあたるものとします。

## 第25条 準拠法

本規約の準拠法は、日本法とします。

## 第26条 管轄

本サービスに関連してクライアントと当社の間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。